

## インドネシア 貿易管理制度「輸入管理その他」詳細

1. 税関メインサービス事務所における輸入通関手順.....	3
2. 通関優先パートナー（MITA） .....	3
3. 船積み前検査.....	4
4. 検疫.....	4
(1) 動植物・水産物	
(2) 木材梱包	
5. インドネシア語ラベル表示義務.....	7
6. インドネシア海運・保険の利用義務(コメ、政府調達品) .....	7
7. 商業分野の標準化（製品登録番号の表示） .....	8
8. 安全・衛生・環境関連製品の登録.....	8
9. マニュアルブックと保証書の登録.....	9
10. インドネシア国家規格（SNI） .....	9
(1) 概要	
(2) 取得義務のある主な製品一覧	
・セメント	
・自動二輪車用ヘルメット	
・食品原料用小麦粉	
・粉カカオ	
・一次電池	
・ガラス	
・ライター	
・電器3品目	
・冷延スチールシート・ロール	
・鋼材	
・建設用鉄線	
・ワイヤーロープ	
・ケーブル	
・LPGボンベ弁	
・LPG ボンベの低圧レギュレーター	
・上水メーター	
・タイヤ	
・一次無機肥料	
・鉄筋コンクリート	
・亜鉛メッキ鋼板（Baja Lembaran Lapis Seng）	

- ・ 亜鉛アルミ合金メッキ・ロール・シート鋼
- ・ ロール・ペレット・シート状熱延鋼
- ・ LPG 鉄ボンベ
- ・ 一口 LPG ガスコンロ
- ・ ミネラルウォーター
- ・ LPGボンベ用ラバーシール
- ・ 陶製品
- ・ 照明
- ・ 玩具
- ・ エアコン・冷蔵庫・洗濯機
- ・ 酢酸
- ・ トリポリリン酸ナトリウム
- ・ 酸化亜鉛
- ・ 酸化アルミニウム
- ・ RBD パームオレイン
- ・ LPG 高圧レギュレーター
- ・ アゾ色素
- ・ 固形 NPK 肥料
- ・ 非合金熱延/再熱延鉄棒
- ・ キャストアイアン・ハブ・パイプ
- ・ インスタントコーヒー
- ・ LPG コンロ・ホース
- ・ 低圧ガスコンロ
- ・ 建設用ガラスブロック
- ・ ビスケット
- ・ メラミン製食器類
- ・ プラスチックー垂直シリンダー・プラスチック水槽ーポリエチレン
- ・ 水道鋼管
- ・ ツナ・イワシ・サバ缶詰
- ・ 電力器具製品／電力利用製品
- ・ 潤滑油
- ・ 自転車

## 1. 税関メインサービス事務所における輸入通関手順

首都ジャカルタのタンジュンプリオク港に新たに税関メインサービス事務所（Kantor Pelayanan Utama）が設けられたのを受けて、インドネシア関税総局は2007年7月29日付関税総局長規定2007年第21号（No. P-21/BC/2007、関税総局長規定No. P-25/BC/2007で変更）にて、メインサービス事務所における輸入通関手順を示した。2007年7月1日に発効した。

通常の税関における輸入通関手続きは、財務大臣決定2002年第453号（No. 453/KMK.04/2002、同2003年第112号（No. 112/KMK.04/2003）で改正）の規定に従うが、メインサービス事務所における輸入通関手順は輸入品を関税地区から搬出する際の通関レーンによって、次のような違いがある。

- ・グリーンレーン：書類検査のみ
- ・イエローレーン：書類検査官の判断による現物検査。
- ・レッドレーン：書類検査および現物検査

※ イエローレーンに指定される輸入は、輸入業者や輸入品目のリスクレベルデータに基づき、ハイリスクの輸入業者がローリスクの品目を輸入する場合、またはミドルリスクの輸入業者がミドルリスクの品目を輸入する場合等。

また、メインサービス事務所の開設に伴い、2007年8月に発布された関税総局長規定2007年第24号（No. P-24/BC/2007）にて、PIBの提出および通関検査を免除されるメインパートナー（Mitora Utama/MITA）の指名制度が設けられた。これに指名された業者は、上記のレッド・イエロー・グリーンレーンとは別の専用レーンを通る。

## 2. 通関優先パートナー（MITA）

インドネシア財務省は、2015年12月16日付財務大臣規定2015年第229号（No. 229/PMK.04/2015、2016年12月29日付財務大臣規定2016年第211号（No. 211/PMK.04/2016）で変更）にて、従来の優先レーン制度から通関優先パートナー（MITA）制度に制度を移行した。

MITAとは、過去6ヶ月間グリーンレーンに決定されていたなど実績が認められ、輸入関税等の債務が無いなどの優良事業者に対して認められる通関上の優遇措置。これら条件を満たした輸入業者には、自動的にMITA認定についての総局長決定が発行される。MITAに認定されると、通関における書類検査や貨物検査の頻度を最低限に抑え、輸入品の搬出は一時保管所に保管することなく、船から直接、陸上輸送に積み込むTruckloosing等

が認められる。

### 3. 船積み前検査

船積み前検査は、政府系検査会社である Ker ja Sama Operasi Sucofindo-Surveyor Indonesia (KSO SCISI) 社が担当している。船積み前検査の主な流れは以下の通り。

- ・有効な輸入業者登録 (API) を持つ輸入者により、KSO SCISIに輸入貨物の検査を申請する。
- ・KSO SCISIは輸入者からの申請受理後、輸出国の指定検査会社を通じ、船積前検査を手配する。
- ・輸出国の指定検査会社より輸出者に検査依頼書 (Request for Information: RFI) が送信される。輸出者は指定検査会社宛てに必要な書類と併せて返送する。
- ・当該検査会社による検査の実施および船積書類の確認後、輸入通関に必要なサーベイヤーレポート (Laporan Surveyor: LS) が輸入者に発行される。

また、保税物流センターでの船積み前検査も可能になっている。

船積み前検査の一般規定：2014年8月8日付商業大臣規定2014年第46号 (No. 46/M-DAG/PER/8/2014、2018年12月12日付商業大臣規定2018年第116号で変更)

### 4. 検疫：

#### (1) 動植物・水産物

動植物や水産物等の輸入には検疫義務が課されている。根拠法は以下の通り。

- ・1992年第16号動物・水産物・植物検疫法
- ・動物検疫：2000年9月19日付2000年政令第82号
- ・家禽検疫：2014年3月10日付農業大臣規定2014年第37号 (No. 37/Permentan/OT. 140/3/2014)
- ・植物検疫：2002年4月23日付2002年政令第14号、2014年3月10日付農業大臣規定2014年第38号 (No. 38/Permentan/OT. 140/3/2014)
- ・動植物の搬出入地の制限：2011年12月29日付農業大臣規定2011年第94号 (No. 94/PERMENTAN/OT. 140/12/2011、2014年3月25日付農業大臣規定2014年第44号 (No. 44/Permentan/OT. 140/3/2014)、2017年9月27日付農業大臣規定2017年第35号 (No. 35/PERMENTAN/KR. 020/9/2017)、2018年8月3日付農業大臣規定2018年第35号 (No. 35/PERMENTAN/KR. 020/8/2018)、2019年4月4日付農業大臣規定2019年第20号にて変更)

搬入地として33国際空港、110港、14国境検問所、37郵便局、2ドライポートが指定されている。

- ・ ユリ科野菜の輸入検疫：農業大臣規定2012年第43号（No. 43/PERMENTAN/OT. 140/6/2012、2017年6月2日付農業大臣規定2017年第20号（No. 20/PERMENTAN/KR. 040/6/2017）で変更）  
ユリ科野菜の輸入については搬入港がスラバヤ、メダン、マカッサルおよびジャカルタ空港に限られているが、市場操作のためのにんにく輸入についてはこれらにジャカルタのタンジュンプリオク海港が追加されている。
  
- ・ 動植物の検疫：2015年3月25日付農業大臣規定2015年第12号（No. 12/Permentan/pp. 340/3/2015、2017年3月13日付農業大臣規定2017年第5号（No. 05/Permentan/KR. 020/3/2017）で変更）  
10桁のHSコードで1,067品目の空港・港などでの検疫について、検疫所の条件や検疫の手順について定めた。対象品目は、農業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Pertanian Peraturan Perundangan-undangan Pertanian、<http://perundangan.pertanian.go.id/>）で確認できる。
  
- ・ 搬出入地外での植物検疫処置：2014年3月10日付農業大臣規定2014年第38号（No. 38/Permentan/OT. 140/3/2014）
  
- ・ 搬出入地外での動物検疫処置：2018年4月16日付農業大臣規定2018年第15号（No. 15/PERMENTAN/KR. 100/4/2018）
  
- ・ 水産物の検疫：2017年10月30日付海洋水産大臣規定2017年第50号（No. 50/PERMEN-KP/2017、2018年7月12日付海洋水産大臣規定第18号（No. 18/PERMEN-KP/2018）で変更）  
検疫対象はHSコード8桁ベースで計482品目。詳細は法務人権省法規総局ウェブサイトの大法官令ページ（Kementerian Hukum dan Hak Asasi Manusia Direktorat Jenderal Peraturan Perundang-undangan Daftar Peraturan Menteri、<http://ditjenpp.kemenkumham.go.id/database-peraturan/peraturan-menteri.html>）参照。搬入地からの搬出許可と安全証明が必要。
  
- ・ 魚のための生物学的薬の検疫：2017年5月9日付海洋水産大臣規定2017年第34号（No. 34/PERMEN-KP/2017）  
原産地証明、管轄省庁からの輸入証明書などの添付が必要。搬入港はメダン、ジャカルタ、スラバヤ、マカッサルの海空港、スマランの海港、バリの空港に限られている。

## (2) 木材梱包

インドネシア農業省は、2009年2月9日付農業大臣規定2009年第12号（No. 12/Permentan/OT. 140/2/2009、2009年9月1日に発効）にて、インドネシアへ搬入される木材梱包についての規定を、国際基準No. 15「国際貿易における木材梱包材の規制のための指針」に沿って定めた。

木製梱包の搬入条件は以下の通り

（a～dのうち一つでも満たされていない木製梱包の搬入は拒否される）。

- a. 定められた搬入場所を通じて搬入する
- b. 搬入場所の植物検疫官に届け出て該当物を引き渡し、検疫を受ける。届け出、該当物の引き渡しは遅くとも木製梱包が到着し、搬入場所から国内へ搬出される前まで。
- c. 樹皮がない
- d. 本大臣規定で定められたマーキングが、原産国の当局に登録された者によって押印されている

検疫は、検査、処理、拒否、廃棄処分、および/あるいは合格から成り、運送中または運送後に積み降ろされた後に実施される。検疫は、植物有害組織のリスク分析、原産国、梱包されている商品の種類、および/あるいは所有者のプロフィールなどについてランダムに実施されるもので、より具体的には以下の事項を確認するために行われる。

- ・ マーキングがあるか否か、マーキングに虚偽はないか  
マーキングが押印されていない、本大臣規定に従っていない場合は処理が施された後に合格となる。マーキングの例示については農業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Pertanian Peraturan Perundangan-undangan Pertanian、<http://perundangan.pertanian.go.id/>）で確認出来る。
- ・ 物理的な状態はどうか
- ・ 技術規定は遵守されているか
- ・ 植物有害組織を含んでいる可能性があるかないか  
植物有害組織から懸念がある場合は、処理を施された後に合格となる。  
処理には以下のものがある：
  - a. 熱処理：木材の中の中心部の温度が最低56度に達した状態を最低30分間維持
  - b. メチルブロマイド（CH<sub>3</sub>Br）燻蒸処理処理の対象には虫類が12種と線虫類が一種類挙げられている。その種類については農業省ウェブサイトの法令ページ（同上）で確認できる。マーキングと物理的

な状態が本大臣規定に沿っており、植物有害組織から解放されていると確認された場合は合格とされ、合格証明証が発行される。逆に不合格と判定された木製梱包は、14稼動日以内にインドネシア国内から搬出されなければならず、搬出されない場合は廃棄処分される。

## 5. インドネシア語ラベル表示義務

2015年9月28日付商業大臣規定2015年第73号（No. 73/M-DAG/PER/9/2015）にて、輸入品も含め、国内市場で最終消費者向けに販売される特定の物品にインドネシア語のラベル表示をすることが義務付けられている。

対象となっているのは、家電・通信・情報製品、建材、スペアパーツを含む自動車両用品、繊維・繊維製品、履物や衣料、玩具、皮革既製品、家庭用品などと多岐にわたる。詳細は商業省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Perdagangan Jaringan Dokumentasi dan Informasi Hukum、<http://jdih.kemendag.go.id/id/regulations>）で確認できる。

内容は、旧令の規定と合わせて挙げると、当該商品の内容、製造者/輸入者の名称と住所（少なくとも会社名と会社が所在する都市名）、原産国、利用方法、使用電力/電流/電圧、サイズ、内容量、製造コード/シリーズ、製造年月日と消費期限、スペック、危険サインや警告マークなどで、インドネシア国家規格（SNI）取得が義務付けられている製品についてはSNIに規定された表示義務に従うこと。

## 6. インドネシア海運・保険の利用義務（コメ、政府調達品）

2017年10月26日付商業大臣規定2017年第82号（2018年4月4日付商業大臣規定2018年第48号、2018年7月30日付商業大臣規定2018年第80号で変更）にて、コメと政府調達品の輸入について、インドネシアの海運会社が占有する海上輸送機関と、インドネシアの保険会社またはインドネシアの保険会社のコンソーシアムが提供する保険を利用することが義務付けられる。インドネシアの海運会社が占有する海上輸送機関の利用義務にかかる規定は2020年5月1日から、インドネシアの保険会社またはインドネシアの保険会社のコンソーシアムが提供する保険の利用義務に関わる規定は2019年2月1日から発効。報告義務がある。

## 7. 商業分野の標準化（製品登録番号の表示）

2016年4月7日付商業大臣規定2016年第24号（No. 24/M-DAG/PER/4/2016、2018年1月10日付商業大臣規定2018年第15号で変更）にて、インドネシア国家規格（SNI）が強制適用されている、および技術条件が義務化されている商品は、商業省品質管理標準化総局に登録の上、NRP（国産）／NPB（輸入）と呼ばれる製品登録番号を取得し、同番号を商品に表示することが義務付けられている。輸入品の場合は、製品が税関地区に入るまでに輸入業者がNPBを取得し、輸入書類にNPBを記載する必要がある。

対象は106カテゴリー、HSコード・ベースで351品目。詳細は商業省（Kementerian Perdagangan）ウェブサイトの法令ページ（<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。

## 8. 安全・衛生・環境関連製品の登録

2019年2月25日付商業大臣規定2019年第18号にて、国産のものでも輸入品でも、安全・衛生・環境に関わると見なされる製品は、商標およびモデルごと、国内市場流通前に、商業省へ登録しなければならないことになった。2019年8月14日に発効予定。

対象は、

a. 感電の危険性がある電気・電子製品：

電気掃除機、トースター、炊飯器、電気ケトル、ヘアドライヤー、電子レンジ、電気カミソリ、電気マッサージ器、瞬間湯沸器、多目的電気ポット、可搬型電気オーブン、ブレンダー、ジューサー、ミキサー、電気フードプロセッサー、ウォーターディスペンサー、ハンドドライヤー、電気ヘアアイロン、電気ドリル、電気グラインダー、プレーナー、電気のこぎり

b. 有害成分（重金属、アゾ化合物、ホルムアルデヒド、フタル酸エステル類など）を含有する製品：

繊維製品（織物・編物）、カーペット、タオル、シーツ、枕カバー、ベッドカバー、ハンカチ、ブランケット、マットレス、履物、消しゴム、顔料

登録は商業省消費者保護・商業規制総局の許認可サービスシステムを通じて、オンライン・シングル・サブミッション（OSS）において準備が整った後にはOSSを通じて行う。登録には事業基本番号（NIB）、工業／商業事業許可、自己適合宣言書、販売業者、代理店、卸売業者／小売業者のリストが必要で、自己適合宣言書にはそれぞれの製品について定められた許容値内にあることを示した試験結果を添付する。

登録が認められて発行される製品登録番号は、製品、包装／ラベルに記載しなければならない。5年ごとの再登録義務がある。



## 9. マニュアルブックと保証書の登録

2019年5月27日付商業大臣規定2019年第38号にて、電気製品や通信機器は輸入のものも含め、2019年11月30日以降、国内流通前にインドネシア語のマニュアルブックと保証書を登録し、その登録番号をマニュアルブックと保証書に付すことが義務付けられている。対象は75品目。詳細は商業省（Kementerian Perdagangan）ウェブサイトの法令ページ（<http://jdih.kemendag.go.id/regulasi>）で確認できる。登録はオンライン・シングル・サブミッション（OSS）を通じて行われる。

また、登録申請時にはアフターセールスサービスセンターが、当該商品が流通する6つの州・県／市に少なくとも6センター準備されていないとならない。

## 10. インドネシア国家規格（Standar Nasional Indonesia : SNI）：

### (1) 概要

SNIは単なる製品規格にとどまらず、サービスや（管理）システム、プロセス、人員（技能）、試験方法、デザイン等の標準化にも及ぶ包括的な規格である。原則としてSNIは任意取得の規格だが、特定製品については取得義務がある。該当する製品を輸入する場合、輸入業者は、SNI証使用製品証明（SPPT-SNI）を取得し、該当製品にSNI証あるいはSPPT-SNIを付すること必要。SPPT-SNIは、国家認証委員会（KAN）が認証した製品認証機関（LSPro）がテストや監査を通じて発行する。

SNIの一覧は国家標準化庁（Badan Standardisasi Nasional BSN）のウェブページ（<http://sispk.bsn.go.id/SNI/DaftarList>）で確認することが出来る。

### (2) 取得義務のある品目一覧

SNIの基準遵守が義務付けられた主な品目は以下に挙げる。

このうち工業省管轄製品については、同省のウェブサイト

（[http://pustan.kemenperin.go.id/List\\_SNI\\_Wajib](http://pustan.kemenperin.go.id/List_SNI_Wajib)）にて、最新の一覧を確認できる。

また、2017年2月24日付工業大臣規定2017年第6号（No.06/M-IND/PER/2/2017）にて、対象品目のHSコードの2012年版から2017年版への読み替えがなされている。読み替えは工業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、

[http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri\\_perindustrian/all](http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri_perindustrian/all)）で確認できる。

#### ・セメント

2015年9月29日付工業大臣規定2015年第82号（No. 82/M-IND/PER/9/2015）にて、セメントのSNI強制適用が定められている：

- a. 白ポルトランド、SNI番号15-0129-2004、HSコード2523.21.00
- b. ポルトランド・ポゾラン、SNI番号0302：2014、HSコードEx 2523.29.90
- c. ポルトランド、SNI番号2049：2015、HSコードEx 2523.29.10、Ex 2523.29.90
- d. 混合ポルトランド、SNI番号15-3500-2004、HSコードEx 2523.29.90
- e. マソンリー、SNI番号15-3758-2004、HSコードEx 2523.29.90
- f. 合成ポルトランド、SNI番号7064-2014、HSコードEx 2523.90.00

#### ・自動二輪車用ヘルメット

2015年9月29日付工業大臣規定2015年第79号（No. 79/M-IND/PER/9/2015）にて、HSコード6506.10.10に該当する二輪車用ヘルメットにSNI番号1811-2007の強制適用が定められている。

#### ・食品原料用小麦粉

2015年7月23日付工業大臣規定2015年第59号（No. 59/M-IND/PER/7/2015）にて、HSコード1101.00.11に該当する食品原料用の小麦粉にSNI 3751-2009の強制適用が定められている。

#### ・粉カカオ

2009年5月4日付工業大臣規定2009年第45号（No. 45/M-IND/PER/5/2009、2010年6月1日付工業大臣規定2010年第60号（No. 60/M-IND/PER/6/2010）で変更）にて、HSコード1805.00.00に該当する粉カカオにSNI3747-2009の適用を義務化。2009年11月4日より発効。対象となる製品は、包装された、および/あるいはバルク状の粉カカオ、ブレンド粉カカオ、再包装プロセスを施した粉カカオの3種。

#### ・一次電池

2009年3月27日付工業大臣規定2009年第36号（No. 36/M-IND/PER/3/2009、2009年10月9日付工業大臣規定2009年第101号（No. 101/M-IND/PER/10/2009）で変更）にて、HSコード8506.10.10、8506.10.90、8506.50.00、8506.80.10、8506.80.20に該当する特定の一次電池に、SNI 04-2051.1-2004、同04-2051.2-2004の適用を義務化。

#### ・ガラス

2015年9月29日付工業大臣規定2015年第80号（No. 80/M-IND/PER/9/2015）にて、ガ

ラスの SNI 強制適用が定められている：

	SNI 番号	HS コード
① 自動車用安全ガラス		
a. Tempered Safety Glass	15-0048-2005	7007. 11. 10
	修正 1 : 2014	
b. Laminated Safty Glass	15-1326-2005	7007. 21. 10
② ガラス板	15-0047-2005	
HS コードは 7003. 12. 20、7003. 12. 90、7003. 19. 90、7004. 20. 90、7004. 90. 90、7005. 10. 90、7005. 21. 90、7005. 29. 90、7006. 00. 90		
③ 鏡		
a. アルミめっきシート鏡	15-4756-1998	Ex. 7009. 91. 00 Ex. 7009. 92. 00
b. 銀めっきシート鏡	ISO 25537 : 2011	Ex. 7009. 91. 00 Ex. 7009. 92. 00

#### ・ライター

2010年7月13日付工業大臣規定2010年第72号 (No. 72/M-IND/PER/7/2010) にて、HSコード9613. 10. 10、9613. 10. 90、9613. 20. 10、9613. 20. 90、9613. 80. 20、9613. 80. 30、9613. 80. 90のライターに、SNI19-7120-2005 およびその改定の遵守を義務化。

#### ・電器3品目

2010年8月3日付工業大臣規定2010年第84号 (No. 84/M-IND/PER/8/2010) にて、水くみ上げポンプ、電気アイロン等にSNIの遵守を義務化し、2012年2月14日付工業大臣規定2012年第17号 (No. 17/M-IND/PER/2/2012) で以下のとおりに改めた。

- a. 水くみ上げポンプ (ex. HS 8413. 70. 42、8413. 70. 91、8413. 81. 13) : 04-6292. 2. 41-2003
- b. 電気アイロン (HS 8516. 40. 90) : 04-6292. 2. 3-2003
- c. CRT-TV (HS 8528. 72. 91) : 04-6253-2003

ただし、2018年6月8日付工業大臣規定2018年第15号にて、2019年6月26日から、次のオーディオビデオと同様の電気製品に SNI 04-6253-2003 を強制適用する規則に代わる：

- a. 42インチまでのテレビ HS 8528. 72. 91、Ex. 8528. 72. 92、Ex. 8528. 72. 99
- b. DVD プレーヤー、ブルーレイ HS Ex. 8521. 90. 19、Ex. 8521. 90. 99
- c. カーオーディオ HS Ex. 8527. 21. 00、Ex. 8527. 29. 00
- d. アクティブスピーカー HS Ex. 8518. 21. 10、Ex. 8518. 21. 90、Ex. 8518. 22. 10、Ex. 8518. 22. 90、Ex. 8518. 29. 90
- e. テレビのセットトップボックス HS Ex. 8528. 71. 11

・冷延スチールシート・ロール

2010年8月25日付工業大臣規定2010年第90号(No. 90/M-IND/PER/8/2010、2011年2月23日付工業大臣規定2011年第23号(No. 23/M-IND/PER/2/2011)、2012年2月27日付工業大臣規定2012年第41号(No. 41/M-IND/PER/2/2012)で変更)にて、HSコード8桁ベースで23品目の冷延スチールシート・ロールにSNI07-3567-2006の適用を義務化。詳細は、工業省ウェブサイトの法令のページ(Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、[http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri\\_perindustrian/all](http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri_perindustrian/all))。

・鋼材

2011年2月21日付工業大臣規定2011年第20号(No. 20/M-IND/PER/2/2011、2012年2月27日付工業大臣規定第43号(No. 43/M-IND/PER/2/2012)で変更)にて、鋼材(Baja Profil)のSNI適用を義務化。

- a. Angel & Foot Steel Profile SNI 07-2054-2006
- b. I ビーム SNI 07-0329-2005
- c. U 鋼管 SNI 07-0052-2006
- d. WF Steel Profile SNI 07-7178-2006
- e. H Steel Profile SNI 2610 : 2011

それぞれ該当する HS コードは、工業省ウェブサイトの法令のページ(Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、[http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri\\_perindustrian/all](http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri_perindustrian/all))で確認できる。

・建設用鉄線

2017年7月11日付工業大臣規定2017年第28号(No. 28/M-IND/PER/7/2017)にて、コンクリート工事に必要な圧力前コンクリート鋼ワイヤーSNIの強制適用を決めた。該当品と該当SNI番号は次の通り：

- ① PC Strand / KB j P-P7 Ex HS 7312. 10. 91 SNI 1154:2016  
Ex HS 7312. 10. 99
- ② PC Wire / KB j P Ex HS 7217. 10. 33、Ex HS 7217. 10. 39、  
Ex HS 7229. 20. 00、Ex HS 7229. 90. 20、  
Ex HS 7229. 90. 99 SNI 1155:2016
- ③ PC Bar / KB j P-Q Ex HS 7217. 10. 22、HS 7217. 10. 29、  
Ex HS 7229. 20. 00、Ex HS 7229. 90. 99

SNI 7701:2016

#### ・ワイヤーロープ

2011年4月15日付工業大臣規定2011年第45号（No. 45/M-IND/PER/4/2011、2012年2月27日付工業大臣規定2012年第45号（No. 45/M-IND/PER/2/2012）で変更）にて、HSコード7312.10.10、7312.10.99、7312.10.10、7312.10.99、7312.90.00（石油用のみ）に該当するワイヤーロープに、一般用にはSNI0076：2008、石油ガス用では0727：2008の適用を義務化。

#### ・ケーブル

2014年10月2日付工業大臣規定2014年第84号（No. 84/M-IND/PER/10/2014）にて、5種類のケーブルにSNI 04.6629.3-2006、04.6629.4-2006、04.6629.5-2006、SNI IEC 60502-1:2009、60502-2:2009の強制適用を決めた。対象品目の詳細は工業省ウェブサイトの法令のページ（Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、[http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri\\_perindustrian/all](http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri_perindustrian/all)）で確認できる。

#### ・LPG ボンベ弁

2012年1月30日付工業大臣規定2012年第9号（No. 09/M-IND/PER/1/2012）にて、HSコード8481.80.21に該当する鉄製LPGボンベ弁にSNI1591：2008の遵守を義務化。

#### ・LPG ボンベの低圧レギュレーター

2018年5月17日付工業大臣規定2018年第12にて、HSコード ex. 8481.10.99に該当する鉄製LPGボンベの低圧レギュレーターにSNI 7369：2012の遵守が義務とされた。

#### ・上水メーター

2012年1月30日付工業大臣規定2012年第7号（No. 07/M-IND/PER/1/2012）にて、HS9028.20.20に該当する上水メーターにSNI2547:2008の遵守を義務化。SNI2418.3:2009を採用してテストに合格した上水メーターもSNI番号2547:2008に従ったものと認められる。

#### ・タイヤ

2015年9月29日付工業大臣規定2015年第76号（No. 76/M-IND/PER/9/2015）にて、タイヤのSNI遵守義務が改められ、以下の6品目にSNIの遵守が義務付けられた：

- a. 乗用車用 HS 4011.10.00 SNI 0098-2012 とその修正

- b. 軽トラ用 HS 4011.10.00 SNI 0100-2002 とその修正
- c. トラック・バス用 HS 4011.20.10 SNI 0099-2012 とその修正
- d. 二輪車用 HS 4011.40.00 SNI 0101-2012
- e. 自動車両の内タイヤ HS 4013.10.11 (乗用車・軽トラ)、4013.10.21 (トラック・バス)、4013.90.20 (二輪車) SNI 6700-2012 とその修正
- f. ホイール装着済タイヤ HS 8708.70.22、8708.70.29 SNI 0098-2012 とその修正、0100-2012 とその修正、0099-2012 とその修正、0101-2012 とその修正

#### ・一次無機肥料

2013年4月15日付工業大臣規定2013年第26号(No.26/M-IND/PER/4/2013、2015年11月25日付工業大臣規定第106号(No.106/M-IND/11/2015)にて変更)にて、一次無機肥料6品目に以下のSNI規定の遵守を義務化：

- a. 尿素肥料 SNI 2801 : 2010 HS 3102.10.00
- b. 硫化アンモニウム (ZA) 肥料 SNI 02-1760-2005 HS 3102.21.00
- c. トリプルスーパー燐肥料 SNI 02-0086-2005 HS ex. 3103.11.90
- d. 統一スーパー燐肥料 (SP-36) SNI 02-3769-2005 HS ex. 3103.11.90
- e. 農業用天然燐肥料 SNI 02-3776-2005 HS ex. 3103.90.90
- f. 塩化カリウム肥料 (KCl) SNI 02-2805-2005 HS 3104.20.00

#### ・鉄筋コンクリート

2012年2月27日付工業大臣規定2012年第37号(No.37/M-IND/PER/2/2012)にて、鉄筋コンクリートのSNI適用義務規則を改めた。

- a. 鉄筋コンクリート SNI07-2052-2002、HSコード7214.20.31、7214.99.91
- b. 再熱延鉄筋コンクリート SNI07-0065-2002、HSコード7214.99.91
- c. ロール状鉄筋コンクリート、SNI07-0954-2005、HSコード7213.91.20、7213.99.20

ただし、2018年5月28日付工業大臣規定2018年第14号にて、2019年5月31日から適用SNI番号が次に変わる：

- a. 鉄筋コンクリート SNI 2052 : 2017
- b. 再熱延鉄筋コンクリート SNI 07-0065-2002
- c. ロール状鉄筋コンクリート、SNI 07-0954-2005

#### ・亜鉛メッキ鋼板 (Baja Lembaran Lapis Seng)

2012年2月27日付工業大臣規定2012年第38号(No.38/M-IND/PER/2/2012)にて、HSコード7210.41.11、7210.41.12、7210.41.19、7210.49.11、7210.49.12、7210.49.13、7210.49.19、7212.30.11、7212.30.12、7212.30.13、7212.30.14、7212.30.19に該当

する亜鉛メッキ鋼板 (Baja Lembaran Lapis Seng) に SNI07-2053-2006 の適用を義務化。

・ 亜鉛アルミ合金メッキ・ロール・シート鋼

(Bj.L AS、Gulungan Lapis Paduan Aluminium-Seng)

2012年2月27日付工業大臣規定2012年第39号 (No. 39/M-IND/PER/2/2012) にて、HSコード7210.61.11、7212.50.23、7212.50.24、7212.50.29に該当する亜鉛アルミ合金メッキ・ロール・シート鋼 (Bj.L AS、Gulungan Lapis Paduan Aluminium-Seng) に SNI4096 : 2007 とその改定の適用を義務化。

・ ロール・ペレット・シート状熱延鋼

2014年5月21日付工業大臣規定2014年第36号 (No. 36/M-IND/PER/5/2014) にて、HSコード7208台13品目および7211台10品目に該当するロール・ペレット・シート状熱延鋼に SNI 07-0601-2006 の強制適用を決めた。対象品目の詳細は工業省ウェブサイトの法令のページ (Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、

[http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri\\_perindustrian/all](http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri_perindustrian/all)) で確認できる。

・ LPG 鉄ボンベ

2012年3月9日付工業大臣規定2012年第47号 (No. 47/M-IND/PER/3/2012) にて、LPG鉄ボンベ3品目に SNI1452 : 2011 の適用を義務化。該当するHSコードは工業省ウェブサイトの法令のページ (Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、

[http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri\\_perindustrian/all](http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri_perindustrian/all)) で確認できる。

・ 一口LPGガスコンロ

2013年11月25日付工業大臣規定2013年第62号 (No. 62/M-IND/PER/11/2013) にて、火打システム搭載の一口LPGガスコンロ3品目に SNI7368 : 2011 の適用を義務づけている。該当するHSコードは工業省ウェブサイトの法令のページ (Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、[http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri\\_perindustrian/all](http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri_perindustrian/all)) で確認できる。

#### ・ミネラルウォーター

2016年11月11日付工業大臣規定2016年第78号（No. 78/M-IND/PER/11/2016）にて、HSコード2201.10.10に該当するミネラルウォーター-SNI 3553：2015、ex. 2853.90.10に該当するデミネラルウォーターにSNI 6241：2015、2201.10.10に該当する天然ミネラルウォーターにはSNI 6242-2015の適用を義務化。2017年2月15日に発効予定。

#### ・LPGボンベ用ラバーシール

2012年5月16日付工業大臣規定2012年第97号（No. 67/M-IND/PER/5/2012、2015年9月29日付工業大臣規定2015年第84号（No. 84/M-IND/PER/9/2015）で変更）にて、HSコードex. 4016.93.90に該当するLPGボンベの口に使用するラバーシールにSNI番号7655：2010の適用が義務付けられている。

#### ・陶製品

2015年9月29日付工業大臣規定2015年第81号（No. 81/M-IND/PER/9/2015、2016年1月7日付工業大臣規定2016年第1号（No. 01/M-IND/PER/1/2016）、2018年12月27日付工業大臣規定2018年第48号で変更）にて、陶器のSNI強制適用が定められている：

	SNI 番号	HS コード
① テーブルウエア	7275：2018	Ex. 6911.10.00、Ex. 6912.00.00
② 便器	03-0797-2006	Ex. 6910.10.00

うち陶製タイルについては、2016年12月23日付工業大臣規定2016年第85号（No. 85/M-IND/PER/12/2016）にて、一級タイルと非一級タイルいずれもSNI 13006:2010の品質条件の適用が義務と改められた。対象品目は8桁のHSコードで30品目、工業省ウェブサイトの法令ページ（Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、[http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri\\_perindustrian/all](http://regulasi.kemenperin.go.id/site/peraturan/menteri_perindustrian/all)）で確認できる。

#### ・照明

2009年8月11日付エネルギー・鉱物資源大臣規定2009年第15号およびその変更規定である2012年6月25日付エネルギー・鉱物資源大臣規定2012年第19号にて、照明コントロール装備第1部：一般条件と安全性についてのSNI 04-6959.1-2003、および照明コントロール装備第2-3部：蛍光照明のためA.B.供給されるエレクトロニック・ネオンの特別条件についてのSNI 04-6959.2.3-2003（HSコードex 8504.10.00.00）の遵守を義務化。



## ・玩具

2013年4月2日付工業大臣規定2013年第24号(No. 24/M-IND/PER/4/2013、2013年11月11日付工業大臣規定2013年第55号(No. 55/M-IND/PER/10/2013)、2015年12月29日付工業大臣規定2015年第111号(No. 111/M-IND/PER/12/2015)、2018年4月2日付工業大臣規定2018年第29号にて変更))にて、14歳以下を対象にした玩具、8桁のHSコードで13品目(ベビーウオーカー9403.70.10、三輪車等9503.00.10、人形9503.00.21、電動鉄道玩具9503.00.30、プラモデル9503.00.40、非プラスチックの組立玩具セット9503.00.50、ぬいぐるみ9503.00.60、パズル9503.00.70、ブロック9503.00.91、縄跳び9503.00.92、他9503.00.93、9503.00.94、9503.00.99)に、以下のSNIの強制適用を課した：

- a. SNI ISO 8124-1:2010
- b. SNI ISO 8124-2:2010
- c. SNI ISO 8124-3:2010
- d. SNI ISO 8124-4:2010
- e. SNI IEC 62115 : 2011
- f. パラメーターの一部：EN71-5、SNI 7617:2010のノン・アゾとホルムアルデヒド対象品目は、工業省ウェブサイトの法令のページ(Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、[http://regulasi.kemperin.go.id/site/peraturan/menteri\\_perindustrian/all](http://regulasi.kemperin.go.id/site/peraturan/menteri_perindustrian/all))で確認できる。

## ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機

2013年7月2日付工業大臣規定2013年第34号(No. 34/M-IND/PER/7/2013)にて、エアコン、冷蔵庫、洗濯機に以下のSNIの適用遵守を義務付けた：

- a. 冷却能力3PKまで、電圧250Vまでの室内エアコン( evaporator air cooler を除く) HSコード8415.10.10 SNI IEC 60335-2-40-2009
- b. 容量300リッターまで、電圧250Vまでの冷蔵庫(ショーケースは除く) HSコード8418.10.11、ex. 8418.10.19、8418.21.10、ex. 8418.21.90、8418.29.00、8418.30.10、ex. 8418.30.90、8418.40.10、ex. 8418.40.90 SNI IEC 60335-2-24-2009
- c. 乾燥したりネンで容量10kgまで、電圧250Vまでの洗濯機 HSコード8450.11.10、8450.11.90、8450.12.10、8450.12.90、8450.19.11、8450.19.19 SNI IEC 60335-2-7-2009

上記のほか、家電一般規則であるSNI IEC 60335-1 : 2009の遵守も必要。

- ・酢酸

2013年12月12日付工業大臣規定2013年第63号（No. 63/M-IND/12/2013、2014年4月21日付工業大臣規定2014年第19号（No. 19/M-IND/PER/3/2014）および2015年11月25日付工業大臣規定第105号（No. 105/M-IND/11/2015）にて変更）にて、HSコード ex. 2807. 00. 00 に該当する酢酸に SNI 番号 0030 : 2011 が強制適用された。

- ・トリポリリン酸ナトリウム

2013年12月12日付工業大臣規定2013年第64号（No. 64/M-IND/12/2013、2015年11月25日付工業大臣規定第104号（No. 104/M-IND/11/2015）で変更）にて HS コード ex. 2835. 31. 00 に該当する技術的品質トリポリリン酸ナトリウムに SNI 番号 2109 : 2011 が強制適用になった。

- ・炭化カルシウム

2013年12月12日付工業大臣規定2013年第65号（No. 65/M-IND/12/2013、2015年11月25日付工業大臣規定第103号（No. 103/M-IND/11/2015）で変更）にて、HSコード ex. 2849. 10. 00 に該当する炭化カルシウム（CaC<sub>2</sub>）に SNI 番号 2861 : 2011 の強制適用が定められた。

- ・酸化亜鉛

2013年12月12日付工業大臣規定2013年第66号（No. 66/M-IND/12/2013、2015年11月25日付工業大臣規定2015年第102号（No. 102/M-IND/11/2015）で変更）にて、HSコード ex. 2817. 00. 10 に該当する酸化亜鉛に SNI 番号 0085 : 2009 の強制適用を決めた。

- ・酸化アルミニウム

2013年12月12日付工業大臣規定2013年第67号（No. 67/M-IND/12/2013、2015年11月25日付工業大臣2013年規定第101号（No. 101/M-IND/11/2015）で変更）にて、HSコード ex. 2833. 22. 10 に該当する酸化アルミニウムに SNI 番号 0032 : 2011 の強制適用を決めた。

- ・RBD パームオレイン

2013年12月27日付工業大臣規定2013年第87号（No. 87/M-IND/12/2013、2015年3月20日付工業大臣規定2013年第35号（No. 35/M-DAG/PER/3/2015）および2015年11月25日付工業大臣規定第100号（No. 100/M-IND/11/2015）、2018年12月27日付工業大臣規定2018年第47号で変更）にて、以下のRBD パームオレイン3品目に SNI 番号 7709 : 2012 の強制適用を決めた。2020年1月3日に発効予定：

- a. Ex. 1511. 90. 92. 00 内容量 20kg までの梱包 RBD パームオレイン
- b. Ex. 1511. 90. 99. 00 内容量 20kg 超の梱包 RBD パームオレイン
- c. Ex. 1516. 20. 98. 00 内容量 20kg まで、および 20kg 超の梱包の水素化 RBD パームオレイン

#### ・LPG 高圧レギュレーター

2017年5月17日付工業大臣規定 2018年第12号にて、HSコード ex 8481. 10. 99 に相当する LPG 高圧レギュレーターに SNI 7618 : 2012 の適用を義務付けた。

#### ・アゾ色素

2014年2月13日付工業大臣規定 2014年第7号 (No. 07/M-IND/PER/2/2014、11月16日付工業大臣規定第97号 (No. 97/M-IND/PER/11/2015) で変更) にて、HSコード 6111. 20. 00、6111. 30. 00、6111. 90. 10、6111. 90. 90、6209. 20. 30、6209. 20. 40、6209. 20. 90、6209. 30. 10、6209. 30. 30、6209. 30. 40、6209. 30. 90、6209. 90. 00、ex 9619. 00. 91、ex 9619. 00. 99 に相当する乳児衣料に使用されるアゾ色素に SNI 7617 : 2013 の適用を義務付けた。アゾ色素にはフォルムアルデヒドは検出されないこと、金属の含有度はカドミウム最大 0. 1mg/kg、銅最大 25mg/kg、スズ最大 0. 2mg/kg、ニッケル最大 1. 0mg/kg に制限される等の規定あり。対象品目は、工業省ウェブサイトの法令のページ (Kementerian Perindustrian Biro Hukum & Organisasi Daftar Peraturan Menteri Perindustrian、[http://regulasi.kemenerin.go.id/site/peraturan/menteri\\_perindustrian/all](http://regulasi.kemenerin.go.id/site/peraturan/menteri_perindustrian/all)) で確認できる。

#### ・固形 NPK 肥料

2014年2月13日付工業大臣規定 2013年第8号 (No. 08/M-IND/PER/2/2014) にて、HSコード 3105. 20. 00 に相当する混合無機肥料の固形 NPK 肥料に SNI 2803-2012 の適用を義務付けた。

#### ・非合金熱延/再熱延鉄棒

2014年5月21日付工業大臣規定 2014年第35号 (No. 35/M-IND/PER/5/2014) にて、HSコード 7214. 99. 99 に該当する公共用日合金熱演スラッシュ再熱演棒鋼 (B a j a B a t a n g a n) に S N 7614-2010 の強制適用を決めた。

#### ・キャストアイアン・ハブ・パイプ

2014年10月2日付工業大臣規定 2014年第82号 (No. 82/M-IND/PER/10/2014) にて、HSコード Ex 7307. 11. 10、Ex 7307. 11. 90、Ex 7307. 19. 00 に該当するキャストアイアン・

ハブ・パイプに SNI 番号 0139-2008 の強制適用を決めた。

・インスタントコーヒー

2014年10月17日付工業大臣規定2014年第87号(No. 87/M-IND/PER/9/2014、2015年6月4日付工業大臣規定第55号(No. 55/M-IND/PER/6/2015)、2016年1月18日付工業大臣規定第3号(No. 03/M-IND/PER/1/2016)にて変更)にて、HSコード2101.11.10に該当するインスタントコーヒーに SNI 2983-2014 の強制適用を決めた。2016年1月17日に発効予定。ただし、すでに市場に流通している SNI のないインスタントコーヒーは2016年7月16日まで流通できる。

・LPGコンロ・ホース

2015年1月16日付工業大臣規定2015年第15号(No. 15/M-IND/PER/1/2015、2015年9月29日付工業大臣規定第75号(No. 75/M-IND/PER/9/2015)、2016年1月7日付工業大臣規定第2号(No. 02/M-IND/PER/1/2016)で変更)にて、LPGコンロ・ホースの SNI 強制適用を決めた。

- ① SNI 8022:2014 熱硬化性樹脂ホース HS Ex. 3917.32.20  
装備品なし
- ② SNI 8022:2014 熱硬化性樹脂ホース HS Ex. 3917.32.00  
装備品あり
- ③ SNI 8022:2014 ゴムホース、装備品なし HS 4009.31.20、4009.41.10
- ④ SNI 8022:2014 ゴムホース、装備品あり HS 4009.32.20、4009.42.20

・低圧ガスコンロ

2015年3月30日付工業大臣規定第37号(No. 37/M-IND/PER/3/2015)にて、HSコードEx. 7321.11.00に該当する二口・三口点火式低圧ガス・コンロに SNI 番号 7469 : 2013 の強制適用を決めた。

・建設用ガラスブロック

2015年6月3日付工業大臣規定第54号(No. 54/M-IND/PER/6/2015、2015年9月29日付工業大臣規定第83号(No. 83/M-IND/PER/9/2015)で変更)にて、HSコードEx. 7016.10.00およびEx. 7016.90.00に該当する建設用ガラスブロックのガラスに SNI 21690 : 2013 の強制適用を決めた。

・ビスケット

2015年7月23日付工業大臣規定第60号(No. 60/M-IND/PER/7/2015、2015年11月16日付工

業大臣規定第96号（No. 96/M-IND/PER/11/2015）で変更）にて、次のビスケット5種にSNI 2973：2011の強制適用を決めた：

- ① カカオを含まない甘いビスケット（ビスケット、クラッカー、パイ）  
Ex. 1905. 31. 10. 00
- ② カカオを含む甘いビスケット（同上） Ex. 1905. 31. 20. 00
- ③ ウエハース Ex. 1905. 32. 00. 00
- ④ その他甘くないビスケット（ビスケット、クラッカー、パイ） Ex. 1905. 90. 20. 00
- ⑤ その他のビスケット（同上） Ex. 1905. 90. 90. 00

#### ・メラミン製食器類

2015年9月29日付工業大臣規定第77号（No. 77/M-IND/PER/9/2015）にて、HSコード3924. 10. 10に該当するメラミン製食器類にSNI番号7322：2008の遵守を義務付けた。

#### ・プラスチック垂直シリンダー・プラスチック水槽－ポリエチレン

2015年9月29日付工業大臣規定第78号（No. 78/M-IND/PER/9/2015）にて、HSコード3925. 10. 00に該当するプラスチック垂直シリンダー・プラスチック水槽－ポリエチレンにSNI番号7276：2014の強制適用を定めた。

#### ・水道鋼管

2016年2月22日付工業大臣規定第11号（No. 11/M-IND/PER/2/2016）にて、水道鋼管（HSコード ex. 7305. 31. 90、ex. 7305. 39. 90、ex. 7306. 30. 91、ex. 7306. 30. 92、ex. 7306. 30. 99、ex. 7306. 50. 99、ex. 7306. 90. 91、ex. 7306. 90. 92、ex. 7306. 90. 99、亜鉛メッキをしたかしないかに関わらず）にSNI 0039：2013の強制適用を決めた。

#### ・ツナ・イワシ・サバ缶詰

2016年12月23日付海洋水産大臣規定2016年第58号（No. 58/PERMEN-KP/2016）にて、HSコード1604. 14. 10. 00のツナの缶詰にSNI 8223：2016、1604. 12. 10. 00、1604. 13. 10. 00、1604. 15. 10. 00のイワシおよびサバの缶詰にSNI 8222：2016を、それぞれ強制適用とすることを決めた。

#### ・電力器具製品／電力利用製品

2018年1月23日付エネルギー鉱物資源大臣規定2018年第2号により、電力システム／電力据え付けと共に、電力器具製品および電力利用製品に関する20件のSNI強制適用が定められている。詳細はエネルギー鉱物資源省（Kementerian Energi dan Sumber Daya Mineral）ウェブサイトの法令ページで確認できる。

エネルギー・鉱物資源省：法令のページ (<http://jdih.esdm.go.id/?page=home>)

#### ・潤滑油

2018年9月5日付工業大臣規定2018年第25号にて、HSコードEx. 2710.19.43、Ex. 3403.19.12、Ex. 3403.19.19、Ex. 3403.99.12、Ex. 3403.99.19に該当する潤滑油に、次のSNI番号の適用が義務付けられている：

- ① 自動車用ガソリンモーターの潤滑油 7069.1 : 2012
- ② 二輪車用ガソリンモーターの潤滑油 7069.2 : 2012
- ③ 空調設備用ガソリンモーターの潤滑油 7069.3 : 2012
- ④ 水冷却設備用ガソリンモーターの潤滑油 7069.4 : 2012
- ⑤ 高回転ディーゼル油モーターの潤滑油 7069.5 : 2012
- ⑥ マニュアルトランスミッション・ギアの歯車の潤滑油 7069.6 : 2012
- ⑦ オートマチックトランスミッションの潤滑油 7069.6 : 2012

潤滑油製造業者は、潤滑油の品質を管理・監督するための機器を有していなければならない。本規定は2019年9月10日に発効。

#### ・自転車

2018年10月1日付け工業大臣規定2018年第30号により、HSコード8712.00.30、Ex. 8712.00.90に該当する普通自転車にSNI番号1049 : 2008、HSコード8712.00.20に該当する児童用自転車にはSNI番号8224 : 2016の強制適用が定められている。

#### ・硫酸

2019年5月20日付工業大臣規定2019年第21号により、HSコード2807.00.00に該当する硫酸（化学式  $H_2SO_4$ ）にSNI番号30 : 2017の強制適用が定められている。

以 上